

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和4年12月20日(火) ホテル熊本テルサ3階会議室「たい樹」	
出席委員氏名 ※50音順	天本 徳浩 (崇城大学総合教育センター 教授) 下田 典子 (行政書士) 谷本 たまみ (税理士) 辻本 剛三 (熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)水圏環境教授) 原島 良成 (熊本大学熊本創生推進機構准教授(法学部併任・行政法))	
審議対象期間	令和4年7月1日 ~ 令和4年9月30日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	0件	
条件付一般競争入札	2件	
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
談合情報	1件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 会議の公開・非公開（一部）の決定</p> <p>○まず、議事の（１）、会議の公開・非公開について、熊本県入札監視委員会運営要領により「委員会は公開・非公開を決めるものとする」とあり、今回も議事の公開・非公開について、決めたいと思う。議事の中で非公開に該当する部分について事務局から説明をお願いする。</p> <p>○「議事（４）抽出事案の審議」のうち総合評価の判定に係る審議部分と、「議事（５）委員間の意見交換」を非公開とすることについてよろしいか。</p> <p>○異議なし。</p> <p>○傍聴者（報道関係者）に説明する。 今回の審議において、「議事（４）抽出事案の審議のうち総合評価の判定に係る審議部分」と、「議事（５）委員間の意見交換」については非公開と決定した。</p> <p>2 入札及び契約手続の運用状況の報告</p> <p>【R2～4年度第2四半期の熊本県発注工事の入札結果の推移（資料1）】</p> <p>○意見等なし</p>	<p>（事務局の提案）</p> <p>○委員会で行う審議のうち、公開できない部分について事前に事務局で検討したので説明する。まず、「議事（４）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち「総合評価判定に使用している「総合評価判定シート」については、県情報公開条例の「公にすることにより当該法人等又は当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当すると考え、不開示情報と判断する。</p> <p>次に、「議事（５）委員間の意見交換」について、今後の意見書作成に向けて委員間の率直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議の公開に関する指針第3公開の基準「公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき」に該当し、非公開と考えている。</p> <p>報道関係者入室</p> <p>（事務局）資料1～4を報告</p>

意見・質問	回答
<p>【入札不調等の発生状況について（資料2）】 ○月別の不調件数で、10月、11月の不調不落発生率が非常に高くなっているが、現在、資材の高騰もあり、見積もり時点よりも実際に工事を始めてから資材等の費用が上がるという状況があると思う。国の場合は1ヶ月ごとに単価を見直しているようだが、県はどのようになっているのか。</p> <p>【入札契約方式別発注工事一覧（資料3）】 ○意見等なし</p> <p>【指名停止の運用状況一覧（資料4）】 ○意見等なし</p> <p>4 談合情報及び県の対応状況の審議 【談合情報及び県の対応（資料5）】 ○今回のように談合情報があった場合、マニュアルを基に調査等を進めていくということによいか。また、説明にあったように公正入札調査委員会を3回開催したうえで、疑いがないと判断された場合、契約を進めるという流れになると理解してよいか。</p> <p>5 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 【審議対象工事の抽出について（資料6）】 ※抽出委員から説明</p> <p>【審議対象工事（資料7）】 <<随意契約>> （1）水産研究センター海水ポンプ等制御装置改修（更新）工事 電気通信 ○今回の入札で予定価格は事前公表されているのか。</p> <p>○以前も別の案件で尋ねたことがあるが、随意契約というのは予定価格を事前公表していないということによいか。</p>	<p>○県でも毎月資材単価を調査し、翌月から適用できるような体制をとっているところ。</p> <p>○はい。県の談合情報処理要領に基づき処理している。</p> <p>○単独随意契約であるため、予定価格は事前公表していない。</p>

意見・質問	回答
<p>○非常に落札率が低くなっているが、これは普通に積算すれば、予定価格に近い額での積算となる見込みであるとする、意外な結果のように思われる。県としては、どのような理由で、1者で競争が働いていないにも関わらず、落札率が低くなったと考えるか。何か所見があれば教えてほしい。</p> <p>○つまり、業者が見積もった額というのは、業者がこれで仕事ができるという適正な額であったと思うが、それに対して、発注者側が設定している予定価格が高すぎる可能性はないのかというのをお尋ねしたい。</p> <p>○もちろんそうであると思うが、発注者側の積算と落札業者の積算を比較した時にどのような点に大きな違いが出るのかという疑問を持った。</p> <p>○一般管理費の部分か。</p> <p>○随意契約の場合、最低制限価格はあるのか。</p> <p>○今回、落札率が他と比較すると低かったため、審議案件として選定させてもらった。ポンプの制御装置の改修ということで、おそらくハード部分とソフト部分があり、ハード部分はメーカー単価もあると思うが、ソフト的なところでは、技術的な部分で当初の予定より早く終わるようなことがあれば、安くなる可能性も十分にある。そのような理由で、県が考えていたよりも実際は低い金額となったと考えたが、そのような理解でよかったか。</p>	<p>○単独随意契約の場合には、予定価格は事前公表していないが、3者以上から見積もりを徴する随意契約の場合は予定価格を事前公表している。</p> <p>○落札率については、業者に見積依頼をしたところ、結果としてこのような率になったということで、理由は把握しかねる。</p> <p>○予定価格については適正に積算を行ったと考えている。</p> <p>○業者側が若干の値引きを行っているとも考えられる。</p> <p>○あくまでも心証ではあるが、予定価格を公表していないため、業者側が金額を抑えたのではないかと考えられる。</p> <p>○随意契約の場合、最低制限価格は設けていない。</p> <p>○おっしゃるとおり、ハードとソフトの部分があるため、ソフトの部分というのは一人当たりの積</p>

意見・質問	回答
<p>《指名競争契約》</p> <p>(2) 第五阿蘇地区農業競争力強化農地整備事業 (R3補正) 第15号工事</p> <p>○辞退2者と棄権2者とあるが、辞退と棄権の定義は違うのか。</p> <p>○資料の入札結果登録の一覧を見ると、8者の業者名しか出てきていない。ここに出てきていない2者が棄権であったということによいか。</p> <p>○入札結果を見ると、今回3者が失格となっている。これは最低制限価格を下回ったことが理由だと思うが、これに対して、残る3者は、ほぼ予定価格に近い額で入札していて、1,000円低い額で入札した業者が落札した。これをどう受け止めたらいいか。</p> <p>つまり、積算したときに低い金額でも受注できるという業者が3者あるというのは、行政が設定する最低制限価格が実は少し高すぎるのではないかという考えにも結びつくと思う。失格ということなので、積算の内訳書は見えていないと思うが、残り3者が予定価格に近い額で入札しているのは、予定価格が公表されているので、もし受注するなら予定価格に近い額だということでの入札だと思われる。</p> <p>最低制限価格に近い額で3者も入札しているということを積算の基準と照らしてどう受け止めるべきかについて、何考えがあったら教えてほしい。</p>	<p>算で変わってくると考える。</p> <p>○辞退は辞退届を提出した業者で、棄権は辞退届を提出せず応札しなかった者。</p> <p>○はい</p> <p>○最低制限価格の算定については、国が基準を公表しており、それに基づき、県でも算定式を設定している。これが高いか安いかということについての意見は差し控えたいと思うが、ただ安いだけでは、安全性や品質が懸念されるため最低制限価格を設けるものだと思っている。</p> <p>今回、予定価格より1,000円低い額で入札したということになっているが、この業者についてもこの価格であれば受注するという意思表示だと考える。</p>

意見・質問	回答
<p>○最低制限価格に近い額で入札するということは業者としてはそれなりに覚悟があり、低い額で入札したけれども最低制限価格を下回って失格になるかもしれないということまで考えながら積算をするので、真剣な積算になりがちだと考える。</p> <p>もちろん安ければいいというものではなく、品質に関わる、あるいは人件費が不当に安いという問題も発生し得るが、積算の真剣さというか、綿密さはそれなりにあるのではないかと。1者だけではなく、3者が同様の対応をとっている。</p> <p>半面、予定価格に近い額で入札を行った3者については、必ずしも真剣にこの仕事を取りたいという積算でない場合もあり得るのではないかと。</p> <p>お付き合い的な入札があったのではと考えたときに、一方ではこれだけ低い価格で入札する業者が3者ある。最低制限価格付近と予定価格付近で両極端に分かれるような入札結果になったときに、本来、発注者側の予定価格、最低制限価格の設定が妥当なのか説明する必要が出てくるのではないかと思いきこのような質問をさせてもらった。</p> <p>また、失格者については、積算の内訳書を見ていないのだから理由がわからないという説明も理解できる。</p> <p>○入札を辞退した場合、ペナルティはあるのか。</p> <p>○棄権を繰り返す業者はいないのか。</p> <p>○応札できない場合、通常は辞退が多いのか。</p> <p>○最低制限価格の算定式を教えてください。</p> <p>○これにランダム係数をかけているということか。</p> <p>○今回、落札率100%に近い額での落札だったが、他の2者が予定価格と同額で入札している。</p>	<p>○辞退に関してペナルティはない。</p> <p>○阿蘇管内でそのような業者はほぼない。</p> <p>○この場合、ほとんどが辞退届を提出している。</p> <p>○公契連モデルに準拠し基準を設定している。計算式は、直接工事費の97%、共通仮設費90%、現場管理費の90%、一般管理費の68%の合計としている。</p> <p>○計算式で算定した額にランダム係数を乗じて算出しているが、このランダム係数については、0からプラス1%としている。</p>

意見・質問	回答
<p>このように拮抗する事例はこれまでに何度かあるのか。</p> <p>(3) 佐敷川水系河川災害復旧助成（佐敷川その3）工事 他合併</p> <p>○選定の考え方で、芦北町内の業者9者のうち8者を選定したとあるが、指名回数が多い業者を外しているのか。</p> <p>《条件付一般競争入札》</p> <p>(4) 合志市須屋外 道路標示設置工事</p> <p>○予定価格が1,400万円となっているが、この価格で条件付一般競争入札になるのか。通常、3,000万円以上が対象であったと認識している。</p> <p>○審議案件を抽出するにあたり、本工事については落札率が90%を割っているということで説明を聞きたいと思い選定した。 工事の内容は、横断歩道、道路の白線部分を美しく補修する工事と考えてよいか。 比較の入札率が下がるというのは、基本的な規格等は決まっており、一般的な工事と比べて順調に工事を進めることができるという工事の特徴もあるということで理解してよいか。</p>	<p>○これまで機械器具設置工事で3回ほど入札を行っているが、落札率がほぼ100%というのはあまりない。平均は大体90%ぐらいではないかと思う。</p> <p>○芦北町内におけるA2等級の有資格者は9者であるため、施工地が芦北町内の工事については、地域要件として9者すべてを選定する考えもあるが、固定化の回避等を考慮して芦北町内業者から8者、津奈木・水俣の業者から2者の計10者を選定している。</p> <p>○県の規定では、予定価格が3,000万円未満の工事については指名競争入札としているが、県警内規により交通安全施設に関しては250万円を超える額の工事を条件付一般競争入札の対象としている。</p> <p>○はい。</p>

意見・質問	回答
<p>(5) 熊本港物流拠点機能向上（ガントリークレーン製作据付）工事</p> <p>○令和3年度に2回不調となったということであったが、どのような理由で不調となったのか。</p> <p>○この場合、再度入札をする際、1者入札可に取り扱いが変わったことを公告に記載しているのか。</p> <p>○非常に大規模な工事で、しかもガントリークレーンという工事はそう滅多あるものではないと思う。つまりこのような参加条件を設定したときに、潜在的に受けてくれそうな業者というのはどのくらいあるのか。あたりをつけた上で、入札を行っているのか。</p> <p>○4者あるにも関わらず、前年度入札不調が続き、今回も1者しか応札しなかったということか。小規模の工事であれば、災害で仕事が多いなど不調不落になる原因というのが想像つくが、今回の件が低調な入札状況になったことについて何か考えがあれば教えてほしい。</p> <p>○今回落札率が高いのは当たり前だと思う。1者入札になりそうだとすることであれば、予定価格に近い額で入れるのが合理的で、そのようになってしまうと思うが、そもそも4者いるのにどうして応札してくれないのか。今回1者だけの参加で、</p>	<p>道路標示の工事については、例年約10者ほどの業者が参加しており、落札率は平均して約90%となっているので、今回の落札についても範囲内だと考える。</p> <p>○令和3年度に入札を2回行っており、1回目は応札者なし。2回目は、1者が途中辞退し、結果として応札者なしとなった。 背景としては、令和3年度に鋼材価格が大きく値上がりした状況もあり、金額が折り合わなかった。</p> <p>○不調となった場合、再度の入札となるため、1者入札可として公告している。</p> <p>○入札参加に必要な資格で、施工実績に関する事項に記載する条件を付すと、国内においては4者参加可能となる。</p> <p>○落札率が高いということに関しては、業者が適切な見積もりをしたうえで、予定価格に近い額で応札されたと考える。 応札者が1者となった要因としては、港湾の場合、世界を相手にしている状況もある。当時は東南アジアの方で同様のガントリークレーンの大型案件があるという話もあり、そちらの方に向かっていいる業者もあったのではないかと考えている。</p>

意見・質問	回答
<p>その理由となったときに、世界的な需要の状況があったということであった。以上で、聞きたいことは聞けたと思っているが、先ほどの随意契約では予定価格を公表しないことによって、少し遠慮がちな入札というか、随意契約価格の提示ということを促すことも考えられたわけだが、こういった状況で、そもそも受けてくれる事業者が非常に限られていて、しかし、額が巨額なので落札率を1%でも下げれば結構な金額になるといったときに、入札制度を工夫する余地というのがないものなのかという問題意識を持った。</p>	